

4. 障がい者

(1) 現状と課題

国連は、障がい者の「完全参加と平等」をテーマに、1981（昭和56）年を「国際障害者年」と定めるとともに、翌年の総会では、1983（昭和58）年から1992（平成4）年までの10年間を「障害者のための国連10年」としました。

国内では、1970（昭和45）年に、「心身障害者対策基本法」が定められ、その一部を改正して1993（平成5）年に「障害者基本法」が制定されました。この改正の基本には「ノーマライゼーション^{*41}」の思想があり、全ての障がい者は、「尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」とともに「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」と規定しました。その後、障がい者の社会参加を推進するために様々な法令整備が行われた後、2011（平成23）年には「障害者基本法」の一部を改正し、その第4条において障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、障がい者に対する虐待の禁止と養護者の支援等について定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法^{*42}）」が成立（翌年施行）しました。また、2013

（平成25）年に施行された「障害者総合支援法」は、障がい者や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、日常生活および社会生活を総合的に支援するものです。

さらに、国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約^{*43}）」の趣旨を踏まえ、2016（平成28）年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法^{*44}）」が施行されました。障害者差別解消法は、国・地方公共団体・国民がそれぞれ、福祉・人権・雇用・教育・施設整備その他広い分野において、障がいを理由とした差別を解消するため、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮^{*45}）を行うことを定めています。

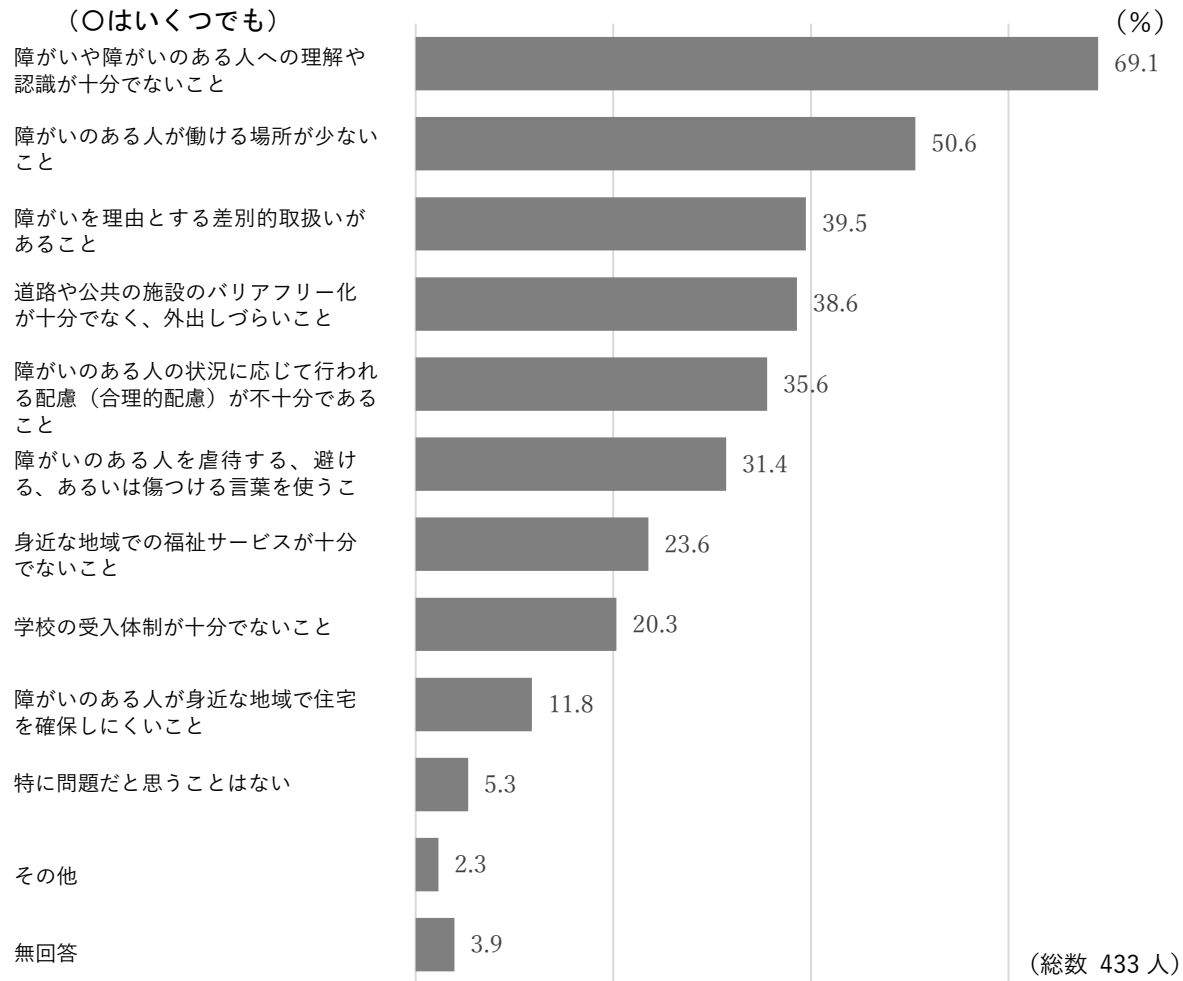
また、障がい者雇用促進についても「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法^{*46}）」の度重なる改正により、知的障がい者や精神障がい者を対象に加えるとともに、差別禁止規定の追加や合理的配慮の概念の導入等、法的基盤整備がなされてきました。

島根県では、2018（平成30）年に策定した「島根県障がい者基本計画」に基づき、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、国や市町村、関係機関と連携を図りながら、各種障がい者施策を推進しています。

(資料) 人権問題に関する市民意識調査結果

障がいのある人の人権について

問 11. 障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか。



■「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が7割

障がいのある人の人権について、特にどのようなことが問題だと思いませんか聞いたところ、「障がいや障がいのある人への理解や認識が十分でないこと」が69.1%（県59.4%）と最も高く、次いで「障がいのある人が働ける場所が少ないこと」が50.6%（県44.8%）、「障がいを理由とする差別的取扱いがあること」39.5%（県32.3%）、「道路や公共の施設のバリアフリー化が十分でなく、外出しづらいこと」38.6%（県33.6%）となっている。

(2) 施策の基本的方向

本市は、「第3次江津市保健福祉総合計画」に包含される「障がい者保健福祉計画」の基本理念「ともに築くノーマライゼーションのまち」を合い言葉に、「障がい者の自立支援体制づくり」「誰もが尊重しあえる共生社会づくり」「障がい者を支えるサービス提供体制づくり」を基本目標として、「地域」「暮らし」「生きがい」をともに創り高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

(3) 具体的施策

ア. 障がいを理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法^{*44}」の趣旨・目的等について、幅広く市民や事業者の理解を深めるため、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発を実施します。

また、同法の施行に合わせて策定した「江津市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」により、障がいを理由とする差別事象への対応と差別解消に向けての教育・啓発活動を行うとともに、差別的事案に即応できるよう相談体制を充実し、その利用促進を図ります。

イ. 障がいに対する理解の促進

市民それぞれが、障がいや障がい者について正しい認識を持ち、社会的障壁を取り除くための配慮が行えるよう、市の広報紙やホームページ等の広報媒体による広報をはじめ、研修実施等関係団体と連携した啓発活動を展開します。また、市民一人一人が様々な障がいの特性を理解し、日常において障がい者が困難を感じている状況に接した時は、躊躇なく適切な配慮や手助けを行うことができるよう「あいサポート運動^{*47}」を市の障がい者福祉担当部局と社会福祉協議会が連携しながら普及・推進します。

ウ. 学校における特別支援教育及び福祉教育の推進

障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行い、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム^{*48}」の構築を図ります。

また、「総合的な学習の時間」等を活用し、社会福祉協議会・地域コミュニティ・自治会・ボランティア・福祉施設等と連携を図りながら、校区内の地域特性に応じた「福祉教育」を推進します。そして、子どもの発達段階に合わせ、障がい者との交流やボランティア活動への参加等の体験的な学習を取り入れ、障がい者への理解と尊重の念を深めます。

エ. 障がい者雇用の促進及び就労支援体制の整備

「障害者雇用促進法」では、事業主に対し、「障がい者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用」と、「障がい者と障がい者でない者との均等な雇用機会及び待遇の確保と合理的配慮」を義務付けています。市内事業者や市民への意識啓発を行うとともに、県内の公共職業安定所や「障害者就業・生活支援センター」等と連携しながら、法定雇用率の維持と、就労支援体制の整備による障がい者の職場定着を図ります。

オ. ユニバーサルデザイン化の推進

本市は、「江津市バリアフリー基本構想」「江津市住生活基本計画」「第3次江津市保健福祉総合計画」において「ユニバーサルデザイン^{*49}」の考え方にに基づき、バリアフリー^{*50}化を推進することとしています。

今後も、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法^{*51}）」の理念を踏まえ、「ノーマライゼーション」の考え方にに基づき、すべての人が、障がいの有無・年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有し尊重される社会を目指し、ハード・ソフト両面において、「ユニバーサルデザインによるまちづくり」を推進します。

用語説明

*41 ノーマライゼーション

高齢者や障がい者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備・実現を目指す考え方。従来の福祉活動で行われてきた、社会的弱者を社会から保護・隔離する傾向を反省し、すべての障がい者の日常生活の様式や条件を、通常の世界環境や生活様式に可能な限り近づけることを目指す。また障がい者が自己を確立し、社会的価値のある役割をつくりだし、それを維持できるよう援助していくことも大切であるとされる。日本では、1981（昭和56）年の国際障害者年をきっかけに認知され始めた。

*42 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障がい者の尊厳を守るために、2011（平成23）年6月17日に成立し、同月24日に公布され、翌年10月1日から施行された。障がい者に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務や役割、発見者の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めている。

*43 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。前文及び50条からなり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセス等、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組を締約国に対して求めている。障がい者に関する初めての国際条約で、2006（平成18）年に国連総会において採択され、2008（平成20）年に発効した。日本は2014（平成26）年に批准した。

*44 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

国連の「障害者の権利に関する条約」締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013（平成25）年6月に制定され、2016（平成28）年4月1日から施行された。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

*45 合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。「障害者差別解消法」及び「障害者雇用促進法」により規定された。

*46 障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。障がい者に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障がい者を雇用する義務（障がい者雇用率（法定雇用率）に相当する障がい者の雇用義務）をはじめ、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めている。1960（昭和 35）年に制定された「身体障害者雇用促進法」に、知的障がい者も適用対象に加えて 1987（昭和 62）年に名称変更された。1997（平成 9）年に知的障がい者の雇用義務を加え、2006（平成 18）年に精神障がい者及び短時間労働者も対象とし、2016（平成 28）年には「障害者権利条約」の批准や関係法制の変化により、障がい者差別禁止規定や合理的配慮の概念が導入されたほか、2018（平成 30）年には法定雇用率の算定基礎に、精神障がい者を加える改正法が施行された。

*47 あいサポート運動

様々な障がいの特性や障がい者が困っていること、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒につくっていくことを目的とした運動。2009（平成 21）年 11 月に鳥取県で始まり、その後全国に広がった。2011（平成 23）年 4 月からは島根県も取り組んでいる。障がい者の手助けをする意欲のある「あいサポーター」が「あいサポートバッジ」を日常的に身に付け、障がい者が気軽に手助けを求められるようにするとともに、共生社会実現にむけての意識醸成と「あいサポート」の輪を広げる運動を行う。

*48 インクルーシブ教育システム（inclusive education system）

障がいのある人と障がいのない人が、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点における最も的確な指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みのこと。「障害者権利条約」によると、「人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がい者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み」とされている。また、「障がい者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供されること等が必要」とされている。

*49 ユニバーサルデザイン

年齢・性別・身体的状況・国籍・言語・知識・経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを旨とする概念。アメリカ合衆国のノースカロライナ州立大学教授ロナルド・メイスにより提唱され、デザイナーへの指針として、以下の「7つの原則」を提案している。

- (1) 公平に利用できること、
- (2) 使用にあたり柔軟性があること
- (3) 使い方が簡単でわかりやすいこと
- (4) 必要な情報がすぐに理解できること
- (5) 使い方を誤っても危険につながらないこと
- (6) 無理な姿勢をとることなく楽に使えること
- (7) 接近して操作しやすい寸法や空間になっていること

*50 バリアフリー

高齢者や障がい者が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるように、物理的・心理的・社会制度・情報の障壁（バリア）をすべて除去すること。日本では 1970（昭和 45）年代半ばから福祉的な取り組みとして進められ、段差をなくした道路やエレベーター付きの駅ホーム、車椅子でも使いやすい公共施設や乗り物のほか、風呂や廊下に手すりを付けたり、戸口を広くするなどの工夫をした住宅等が普及するようになった。また 1993（平成 5）年策定の「障害者対策に関する新長期計画」にはバリアフリー社会の構築を目指すことが明記され、2000（平成 12）年、バリアフリーに関する関係閣僚会議が設置された。2006（平成 18）年には「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行。近年では、障がい者政策にとどまらず、すべての国民が安全・快適に過ごせる社会構築のための基本的な理念となっている。

*51 ユニバーサル社会実現推進法（ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律）

障がいの有無・年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する「ユニバーサル社会」の実現を目的とした法律。障がい者・高齢者に対する社会的障壁の除去、あらゆる分野における活動への参画機会確保、安全・安心な生活環境、円滑な情報取得及び利用環境、利用しやすい施設・製品等により、自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするための諸施策を定めている。2018（平成 30）年 12 月 14 日公布・施行。